

# 第5回 敦賀市立地適正化計画 策定委員会

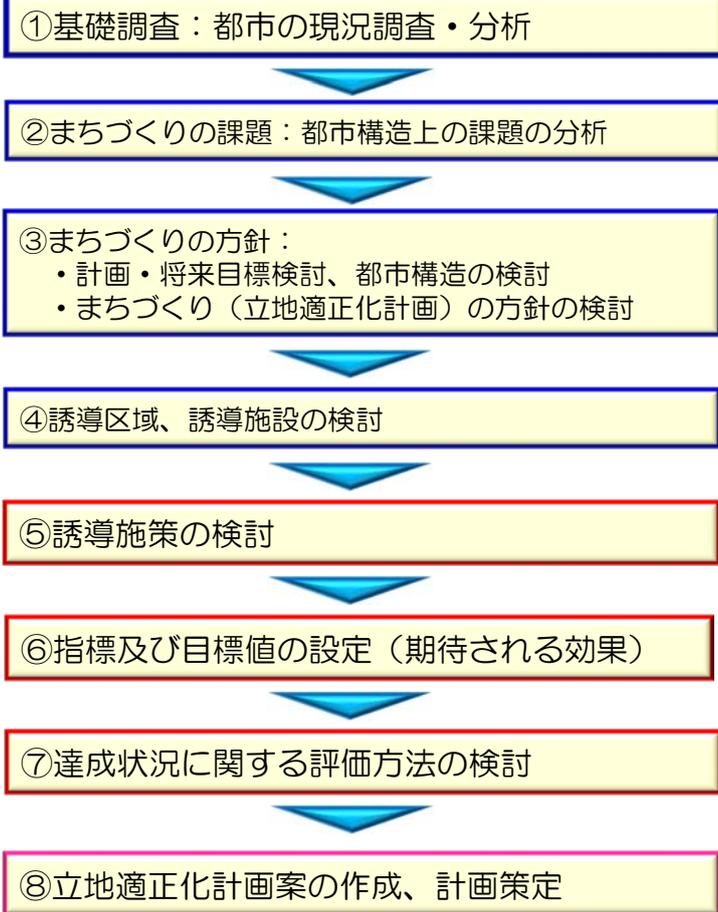
日時:平成30年9月27日(木)  
14時から  
場所:防災センター 3階  
災害対策本部室

## 目次

1. 策定フローについて . . . . 1
2. まちづくりの方針（ターゲット）について . . . . 2
3. 都市機能誘導区域、居住誘導区域（案）について . . . . 3
4. 都市機能誘導区域への誘導施設（案）について . . . . 4
5. 誘導施策（案）について . . . . 6
6. 指標及び目標値（案）について . . . . 8
7. 期待される効果について . . . 12
8. 評価の方法について . . . 13
9. 今後のスケジュールについて . . . 14

# 1. 策定フロー

敦賀市立地適正化計画検討の流れ



## 平成28年度

- 6月 プロジェクトチーム設置（以降8回）
- 10月 プロジェクト会議：中間報告
- 12月 第1回 立地適正化計画策定委員会  
・勉強会、まちづくりの課題について
- 2月 第2回 立地適正化計画策定委員会  
・基本方針、誘導区域設定の考え方
- 3月 プロジェクト会議：成果報告  
・基礎調査～誘導区域設定の考え方

## 平成29年度

- 7月 敦賀都市計画審議会へ中間報告  
・平成28年度検討内容の説明  
庁内検討会設置（以降 随時開催）
- 8月 国土交通省ヒアリング
- 11月 第3回 立地適正化計画策定委員会  
・誘導区域（案）について（14日）  
市民説明会開催（16日～28日）  
・中間報告
- 3月 第4回 立地適正化計画策定委員会  
・両誘導区域（案）、誘導施設（案）決定

## 平成30年度

- 4月 第72回敦賀都市計画審議会へ中間報告
- 9月27日 第5回 立地適正化計画策定委員（本日）**  
【今後予定】
- ・立地適正化計画策定委員会 2回程度
- ・市民説明会、パブリックコメント
- ・敦賀都市計画審議会へ意見聴取

# 2. まちづくりの方針（ターゲット）

まちづくりの方針

『都市機能が整備されている市街地の北側へ居住を誘導する』

《まちづくりの理念》

多様な世代との交流から、  
様々なめぐりあい生まれる『港まち敦賀』  
～住みたくなる空間、安全で安心なまち、便利なまちを目指して～

### 基本方針1

【ターゲット】  
生産年齢人口（子育て世代）  
【誘導方針】  
まちなか（中心市街地を含めた）への誘導（回帰）

#### 具体的な方針

- ①居住を誘導する施策によって、生産年齢人口をまちなかに誘導（回帰）させる。
- ②子供から高齢者まで多様な世代が交流でき、コミュニティが継続して形成される環境を創出する。

### 基本方針2

【ターゲット】  
老年人口や交通弱者  
【誘導方針】  
コミュニティバス網の維持・向上

#### 具体的な方針

- ③公共交通利用圏域における居住環境の整備により、公共交通利用者を確保することで、コミュニティバス網の維持を実現する。
- ④若年層や高齢者が便利に暮らせる環境を支えるため、公共交通の基盤を整備する。

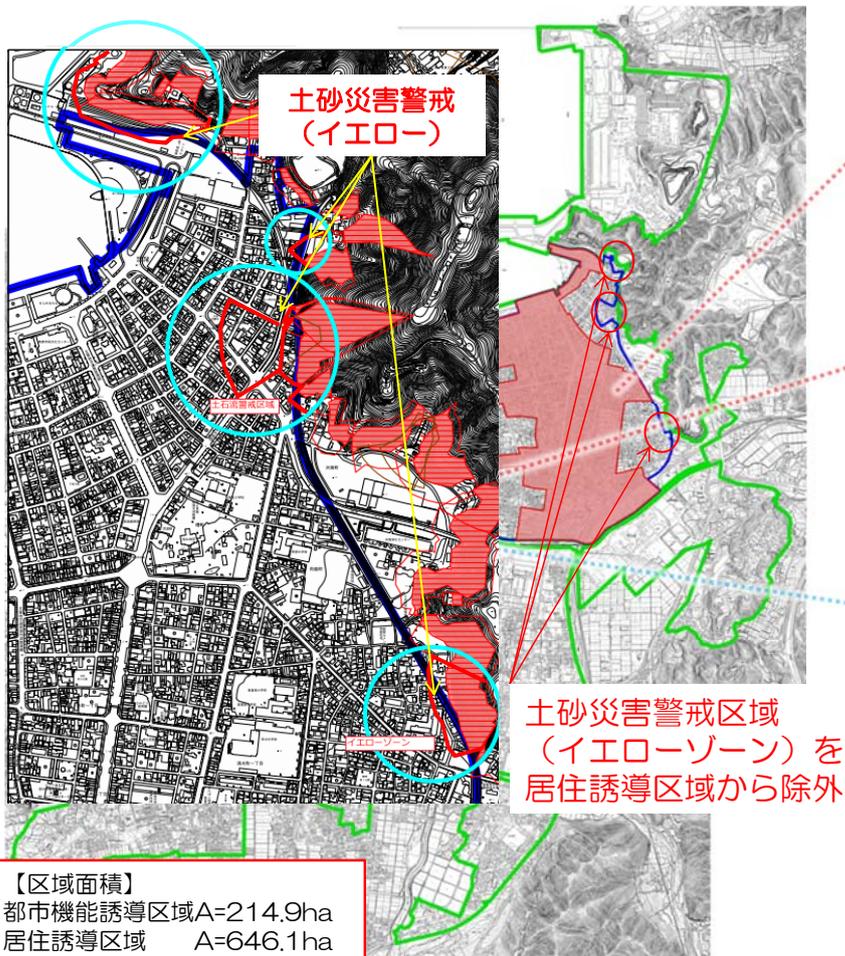
### 基本方針3

【ターゲット】  
都市機能利便施設  
【誘導方針】  
郊外への進出抑制・施設の集約

#### 具体的な方針

- ⑤適切な誘導施設や誘導施策により、既存の都市機能利便施設の維持を図ることで、都市の魅力維持する。
- ⑥新たな都市機能利便施設を集約立地することで、将来に渡り持続可能な都市の魅力創出する。

### 3. 都市機能誘導区域と居住誘導区域（案）



#### 都市機能誘導区域 (中心市街地拠点)

● 敦賀駅を中心に商店街等の商業機能が集積され、図書館や文化センター、プラザ萬象等の広域的な利用に供する施設が多く立地しているエリア

#### 都市機能誘導区域 (新市街地拠点)

● 川西地区における新市街地。市役所や行政施設、また規模の大きな商業施設等が立地し、居住環境の利便向上に関する施設が多く立地しているエリア

#### 居住誘導区域

- 本市の人口減少にあって、持続可能な都市構造を目指す上で、人口密度が将来40人/ha以上を確保していくためのエリア
- 都市機能誘導区域へのアクセス性もよく、都市施設のサービス水準維持を支えるエリア
- 長期的（50年）に、緩やかに居住を誘導したいと考えるエリア

都市機能誘導区域

3

### 4. 都市機能誘導区域への誘導施設（案）

4

○基本方針1～3に基づき施設を検討。

#### 基本方針1

【ターゲット】  
生産年齢人口（子育て世代）

【誘導方針】  
中心市街地への誘導（回帰）

- ① 居住を誘導する施策によって、生産年齢人口をまちなかに誘導（回帰）させる。
- ② 子供から高齢者まで多様な世代が交流でき、コミュニティが継続して形成される環境を創出する。

#### 基本方針2

【ターゲット】  
高齢人口や交通弱者

【誘導方針】  
コミュニティバス網の維持・向上

- ③ 公共交通利用圏域における居住環境の整備により、公共交通利用者を確保することで、コミュニティバス網の維持を実現する。
- ④ 若年層や高齢者が便利に暮らせる環境を支えるため、公共交通の基盤を整備する。

#### 基本方針3

【ターゲット】  
都市機能利便施設

【誘導方針】  
郊外への進出抑制・施設の集約

- ⑤ 適切な誘導施設や誘導施策により、既存の都市機能利便施設の維持を図ることで、都市の魅力を維持する。
- ⑥ 新たな都市機能利便施設を集約立地することで、将来に渡り持続可能な都市の魅力を創出する。

○既存の都市機能利便施設の立地状況や徒歩圏域における立地状況を考慮する。

○平成29年1月に策定した敦賀市公共施設等総合管理計画と整合を図る。

都市機能誘導区域への誘導施設に設定

# 4. 都市機能誘導区域への誘導施設（案）

機能	都市機能増進施設	都市機能誘導区域		根拠法等
		中心市街地拠点	新市街地拠点	
子育て支援施設	子育て支援センター	○	○	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設。
	保育所	○	○	児童福祉法第39条。
	認定こども園	○	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項。
	幼稚園	○	○	学校教育法第1条及び第22条。
医療施設	総合病院	○ (高次医療)	—	医療法第1条の5。 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
福祉施設	児童館、児童センター	○	○	児童福祉法第40条。
	放課後児童クラブ	○	○	児童福祉法第6条の3に規定する放課後児童健全育成事業に供する施設。
学校教育施設	小学校	○	○	学校教育法第1条及び第29条。
	中学校	○	○	学校教育法第1条及び第45条。
商業施設	大規模小売店	○	○	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積10,000㎡以上の商業施設。 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗であって、建物内の店舗面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
行政施設	行政施設（市役所等）	○	○	地方自治法第155条。
文化施設	図書館	○	—	図書館法第2条第1項及び法第29条第1項。
	博物館、美術館	○	—	博物館法第2条第1項。
	博物館相当施設	○	—	博物館法第29条。
交流施設	交流施設	○	—	市民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設であり、集会機能、会議機能、子育て支援機能、防災拠点機能などが集約された複合施設。

5

# 5. 誘導施策（案）

6

## 基本方針1

【ターゲット】  
生産年齢人口（子育て世代）  
【誘導方針】  
中心市街地への誘導（回帰）

- ①居住を誘導する施策によって、生産年齢人口をまちなかに誘導（回帰）させる。 ⇒**具体方針①**
- ②子供から高齢者まで多様な世代が交流でき、コミュニティが継続して形成される環境を創出する。 ⇒**具体方針②**

- 居住誘導区域内に限定した三世帯同居の促進に向けた補助⇒**具体方針①**
- 定住移住促進に向けた住まい支援事業⇒**具体方針①**
- 空き家利用の補助支援の拡充⇒**具体方針①**
- 保育所、幼稚園、認定こども園などの整備（統廃合含む）⇒**具体方針①**
- 角鹿小中一貫校の整備⇒**具体方針①**
- 児童クラブの新設⇒**具体方針①**
- キッズパークでのイベント開催、民間との連携⇒**具体方針②**
- 地域交流スペースとしての空き家活用支援⇒**具体方針②**
- 複合機能を持った地域コミュニティセンターの整備⇒**具体方針①、②**
- 空き家体験イベント等によるUIJターンの促進策⇒**具体方針①**
- 低未利用地の集約による街区等の再整理⇒**具体方針①、③**
- 低未利用地を官民が連携して住宅等を整備⇒**具体方針①**

## 基本方針2

【ターゲット】  
老年人口や交通弱者  
【誘導方針】  
コミュニティバス網の維持・向上

- ③公共交通利用圏域における居住環境の整備により、公共交通利用者を確保することで、コミュニティバス網の維持を実現する。 ⇒**具体方針③**
- ④若年層や高齢者が便利に暮らせる環境を支えるため、公共交通の基盤を整備する。 ⇒**具体方針④**

- 低未利用地の集約による街区等の再整理⇒**具体方針①、③**
- 高齢者へのバス料金優遇バスポート配布⇒**具体方針④**
- コミュニティバス乗継拠点整備による市内のネットワーク機能強化⇒**具体方針④**
- コミュニティバス運行状況確認システムの構築⇒**具体方針④**
- 公共交通網形成計画に基づいたバス路線の強化⇒**具体方針④**

## 基本方針3

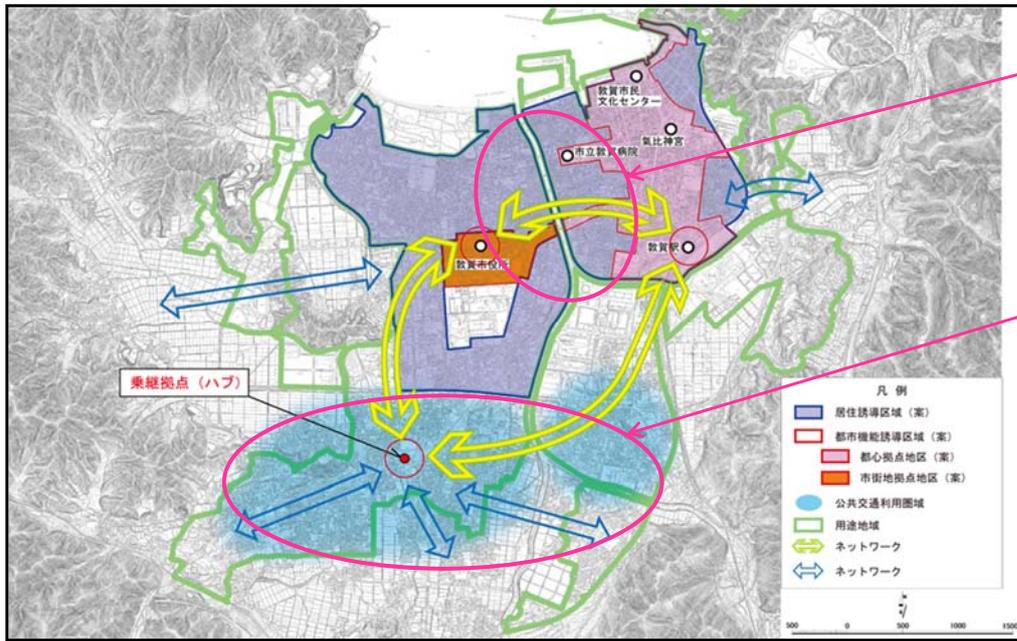
【ターゲット】  
都市機能利便施設  
【誘導方針】  
郊外への進出防止・施設の集約

- ⑤適切な誘導施設や誘導施策により、既存の都市機能利便施設の維持を図ることで、都市の魅力を維持する。 ⇒**具体方針⑤**
- ⑥新たな都市機能利便施設を集約立地することで、将来に渡り持続可能な都市の魅力を創出する。 ⇒**具体方針⑥**

- 公共施設解体跡地の有効活用⇒**具体方針⑤**
- 空き店舗情報や仲介サービスを行う出店サポートセンターの設置⇒**具体方針⑤**
- まちなかの空きビルや空き店舗への出店支援⇒**具体方針⑤**
- 駅西地区土地活用エリアにおける民間資本を活用した整備⇒**具体方針⑥**
- 公共施設等総合管理計画と連動した公共施設整備⇒**具体方針⑤、⑥**
- 居住誘導区域における下水道更新、雨水幹線・都市下水道整備⇒**具体⑤**
- 道路網の整備や融雪装置設置個所の拡大⇒**具体方針⑤、⑥**
- 敦賀駅周辺におけるバリアフリー交通施設等の整備⇒**具体方針⑤、⑥**
- 市庁舎の建替えによる機能拡充⇒**具体方針⑤、⑥**
- 敦賀駅や敦賀港周辺での交流施設の整備⇒**具体方針⑤、⑥**

## 5. 誘導施策（案）

○立地適正化計画書に別項目として記載する事項



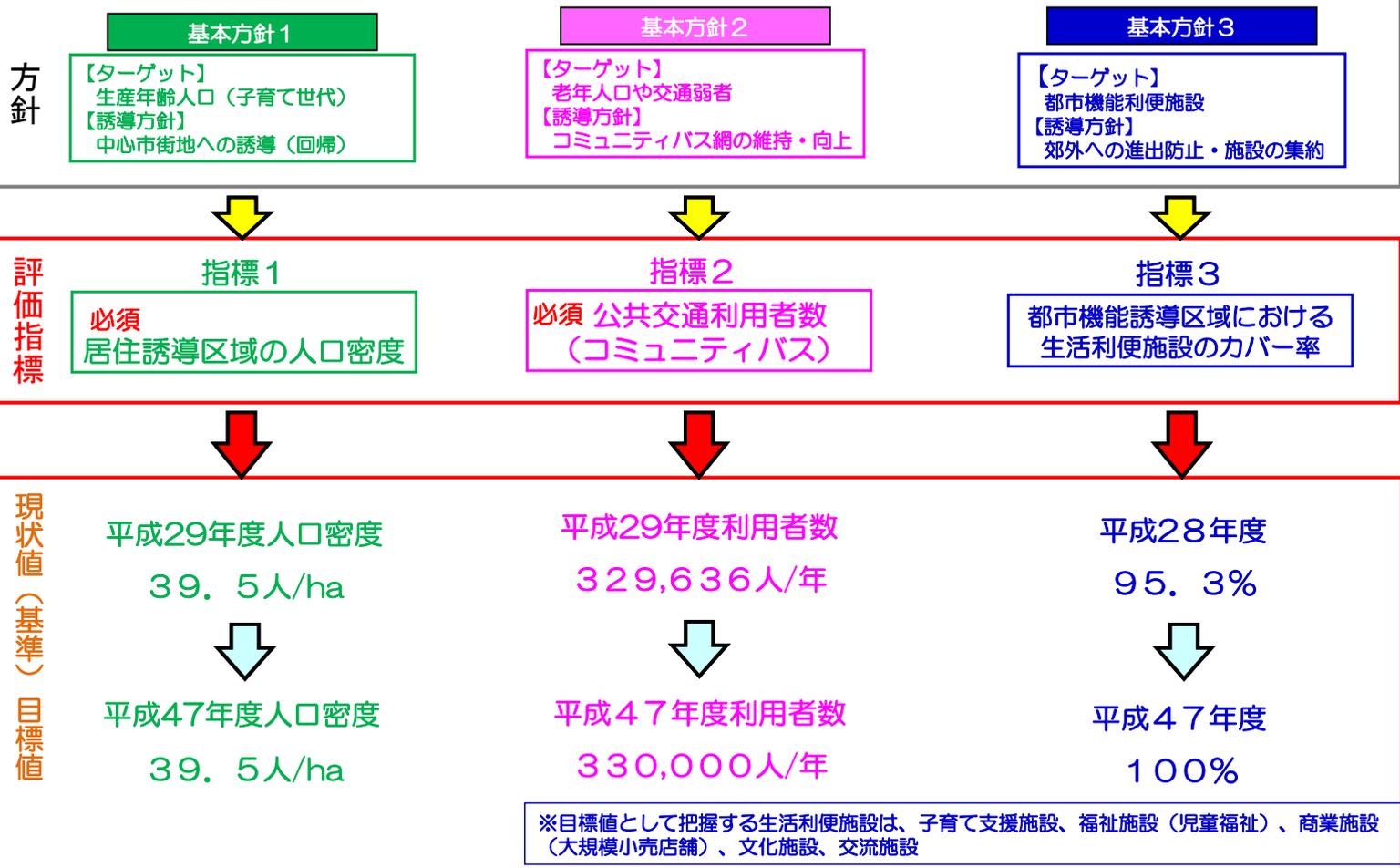
○災害に対する施策  
（笹の川浸水想定）

○南側における  
まちづくり  
（居住環境に関する）  
○乗継拠点（ハブ）を  
活用したまちづくり  
等

7

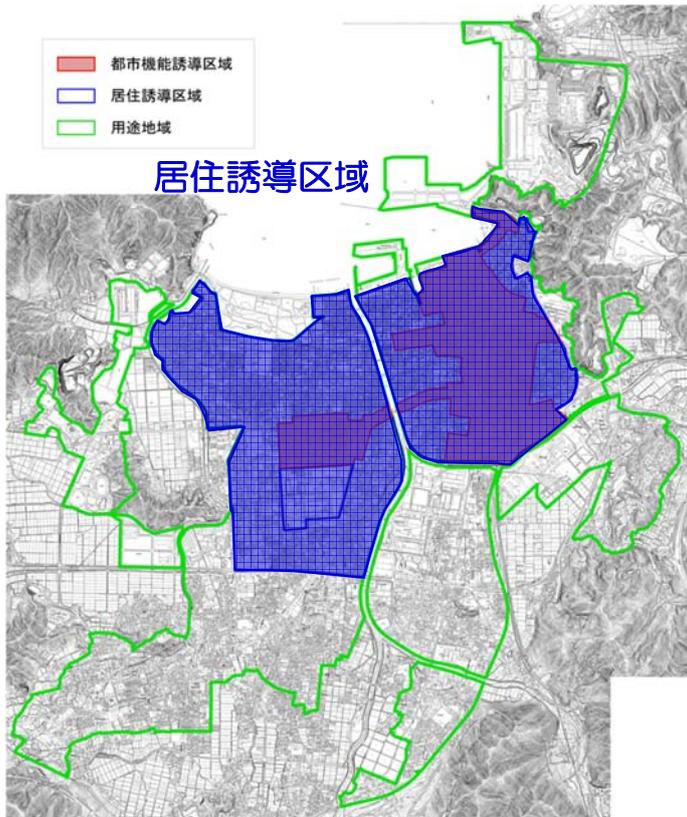
## 6. 指標及び目標値（案）

8



## 6. 指標及び目標値（案）

### 指標1：居住誘導区域の人口密度



#### 【理由】

##### 基本方針①

生産年齢人口の誘導（回帰）の達成度を確認するための指標。

人口減少にあつて、都市構造を維持していくためには居住誘導区域の人口密度を維持していくことが重要であり、生産年齢人口の誘導を実現することで、人口密度の維持を図っていく。

#### 【平成29年度】

居住誘導区域内人口	25,508人
居住誘導区域面積	646.1ha
人口密度	39.5人/ha

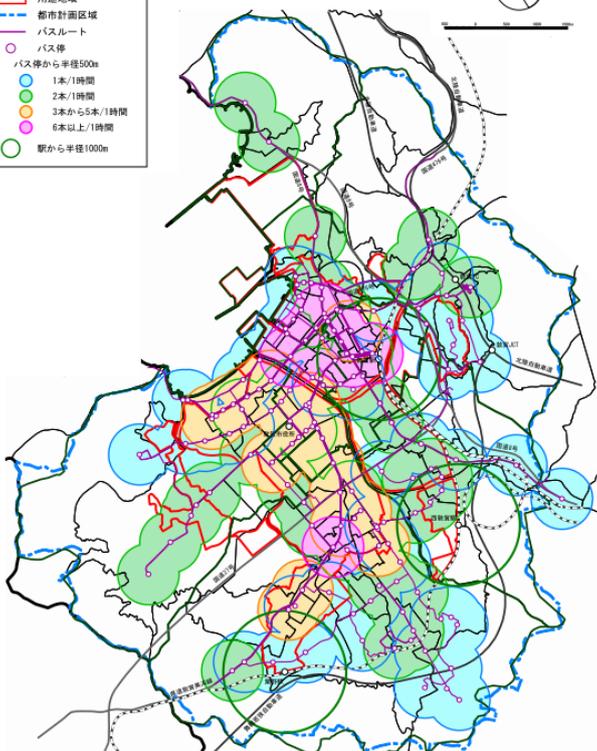
9

## 6. 指標及び目標値（案）

### 指標2：公共交通利用者数（コミュニティバス）

#### 公共交通利用圏域

凡 例	
	都市マス地域
	用途地域
	都市計画区域
	バスルート
	バス停
	バス停から半径500m
	1本/1時間
	2本/1時間
	3本から5本/1時間
	6本以上/1時間
	駅から半径1000m



#### 【理由】

##### 基本方針②

コミュニティバス網の維持・利便性向上の達成度を確認するための指標。

人口減少にあつて、コミュニティバス網の維持を図っていくため、現状のバス交通を基準とし、その利用者数を最低限確保していく。また、施策等により利便性向上が図られることにより、利用者数は増加すると考えられ、利用者数の確保により、公共交通網の維持を図る。

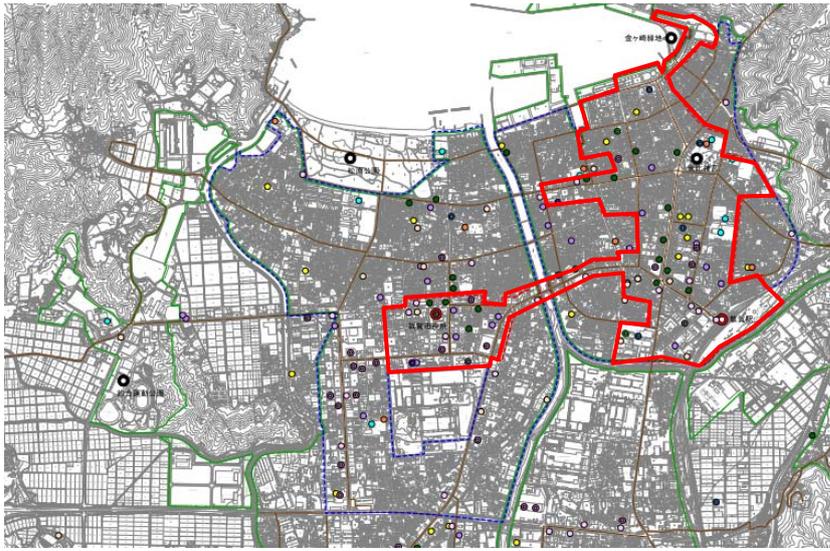
#### 【平成29年度】

コミュニティバス利用者	329,636人/年
端数を切り上げ、目標値	330,000人/年

10

## 6. 指標及び目標値（案）

### 指標3：都市機能誘導区域における生活利便施設のカバー率



#### 【理由】

#### 基本方針③

生活利便施設の集約の達成度を確認するための指標。

都市機能誘導区域内における施設のカバー率（施設から半径500mと設定）を算出し、カバー率100%を目指す。

カバー率の算出条件として、生活利便施設

- ・子育て支援施設
- ・福祉施設（児童福祉）
- ・商業施設（大規模小売店舗）
- ・文化施設、交流施設

とした。

平成28年度（調査年月）では95.3%である。

	子育て支援機能		福祉施設(児童)		文化		交流		大規模小売店舗		生活利便施設	
	施設数	カバー率	施設数	カバー率	施設数	カバー率	施設数	カバー率	施設数	カバー率	施設数	カバー率
都市機能誘導区域内	7	75.2%	1	66.1%	2	38.6%	4	69.4%	2	41.7%	16	95.3%

11

## 7. 期待される効果

12

評価指標

#### 指標1

居住誘導区域の人口密度

#### 指標2

公共交通利用者数  
(コミュニティバス)

#### 指標3

都市機能誘導区域における  
生活利便施設のカバー率

現状値(基準)  
目標値

平成29年度人口密度

39.5人/ha



平成47年度人口密度

39.5人/ha

平成29年度利用者数

329,636人/年



平成47年度利用者数

330,000人/年

平成28年度

95.3%



平成47年度

100%

#### 期待される効果

○ 居住誘導区域内空き家数の減少 ⇨ H30より5%削減

○ 商業集積地区の小売業1店舗当たり売上増加 ※商業集積地は商業統計において定義されている地区を指す。

H26より8%増加【1.2億円/1店舗(小売業)H26】⇨ H47 1.3億円/1店舗

○ 公共施設の維持管理費の削減 ⇨ H28より2億円/年削減



---

E N D